

市内の放射線量の測定について

市では、富士見公園を定点として放射線量を測定しています。

問合せ 環境保全課環境保全係

測定方法

■測定値の算出 地表から5 cm、50 cm、1 mの高さで1分間の放射線量（ガンマ線量）を5回測定し、その平均値を測定値とします。

■測定器 環境放射線モニタ Radi (PA-1100)

■検出方式 シンチレーション式

定点測定の結果

■測定場所 富士見公園

■測定日時 毎週月・水・金曜日の午前9時

▼定点（富士見公園）の放射線量測定結果

単位：μsv/h（マイクロシーベルト／時間）

測定日 (各日午前9時)	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
1月23日(月)	曇り	0.068	0.079	0.078
1月20日(金)	雪	0.089	0.081	0.079
1月18日(水)	晴れ	0.080	0.077	0.074
1月16日(月)	曇り	0.075	0.077	0.076
1月13日(金)	晴れ	0.075	0.074	0.071
1月11日(水)	晴れ	0.075	0.080	0.081

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、平常時に一般の人（子どもを含む）が1年間に浴びる放射線量の限度は、1ミリシーベルト（1,000マイクロシーベルト）とされています。

年間1ミリシーベルトを、環境省による自然放射線量を含む時間当たりに換算すると0.23マイクロシーベルト／時間（この値には、内部被曝は含まれていません）となります。

公共施設の測定

市では、すべての公共施設についても順次放射線量を測定しています。

12月23日(金)に、ゆとろぎ内の14か所を測定した結果、3か所から地上5 cmの高さで0・23マイクロシーベルト／時間を超える数値が測定されました。

これらの地点について、泥の除去などの簡易除去を行い、その後再測定したところいずれも0・23マイクロシーベルト／時間よりも低い値となりました。※詳しくは、市ホームページをご覧ください。問い合わせください。

放射線測定器を土・日曜日にも貸し出します

市では現在、平日に放射線測定器の貸出しを行っていますが、2月から、祝日を除く土・日曜日にも貸出しを行います。

貸出対象 市内に住所がある方および事業者、公共的な団体

貸出期間 午前9時～正午または午後1時～午後4時の半日単位

貸出場所 市役所1階案内

※平日は、市役所2階環境保全課で貸出しを行います。

※必ず予約をしてください。予約は、平日は市役所2階環境保全課、土・日曜日は市役所1階案内で受け付けます。土・日曜日の貸出予約は、2月1日(水)から開始します。

※借受けの際、健康保険証や運転免許証など本人確認のできる書類を必ず持参してください。

問合せ 環境保全課環境保全係

水道水の放射能の測定について

市では、月2回水道水の放射能測定を実施しています。今後も定期的に検査を実施し、水質を監視していきます。

測定方法

■測定委託機関 (株)日本環境調査研究所

■測定器 ゲルマニウム半導体検出器（ORTEC IGMX-20195-S）

■測定方式 ガンマ線スペクトロメトリ

▼羽村市水道水の放射性物質測定結果

採水日 (各日午前9時)	採査項目 (単位：ベクレル/kg)		
	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
1月18日(水)	不検出 検出限界値 (8.3)	不検出 検出限界値 (9.6)	不検出 検出限界値 (10)
1月4日(水)	不検出 検出限界値 (7.7)	不検出 検出限界値 (9.6)	不検出 検出限界値 (9.2)
指標値(※1)	300	200	
指標値(※2)	100	—	

※1…原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値

※2…食品衛生法に基づく乳児の飲用に關する暫定的な指標値

※不検出とは、() 内の検出限界値以下であることを表しています。

※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-12269

暮らし

指定給水装置工事事業者の指定

次の事業者を新たに市の指定給水装置工事事業者として指定しました。

▼指定番号 174／工事店

(有)高橋設備工業 東大和市新堀2-11097-20 ☎5641-8568

①問合せ 水道事務所 ☎541-2269

羽村市森林整備計画の変更の案の縦覧および意見の募集

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第4項の規定により、羽村市森林整備計画の変更の案を公告し、原案を縦覧します。意見をお寄せください。

▼縦覧期間 2月1日(水)～3月2日(金)（土・日曜日を除く）

午前8時30分～午後5時15分／縦覧場所 市役所西分室2階産業活性化推進室窓口

①意見書の提出・問合せ 3月2日(金)（必着）までに意見書に「住所・氏名」を記入し、

郵送または直接産業活性化推進室農業観光振興係へ（意見書の様式は問いません）
〒205-8601（所在地記載不要）

税金

東日本大震災により被害を受けた方へ

税務署からのお知らせ

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けた方や復興推進に向けた取組みを対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

東日本大震災により被害を受けた方などは、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより、税金の還付を受けることができます。詳しくは、最寄りの税務署に問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

ださい。

①問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-3185

東京都・羽村市からのお知らせ

東日本大震災により住宅や家財などが被害を受けた方は、市民税・固定資産税・不動産取得税などの地方税の軽減措置などを受けられる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

①問合せ 市民税：課税課市民税係、固定資産税：課税課資産税係

※不動産取得税などの都税については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

子育て

子ども手当の申請

平成23年10月1日に「子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行され、新たに申請が必要になりました。

9月分までの子ども手当を受給していた方で、10月以降の申請が済んでいない方は、3月30日(金)までに申請してください。

お知らせ インフォメーション

※3月30日(金)までに申請がないと、平成23年10月分から平成24年3月分までの手当の支給ができなくなります。※詳しくは、問い合わせください。

①申請先・問合せ 子育て支援課支援係

子ども手当・児童育成手当の支給

2月は、2月期分（10～1月）の子ども手当・児童育成手当の支払い月です。2月14日(火)に指定の口座へ振り込みます。確認してください。

①問合せ 子育て支援課支援係

2月のおしゃべり場

「情報交換の場、出会いの場、友だちづくりの場」として利用してください。

▼2月のテーマ 絵本と子育て

□中央児童館 2月9日(木)

□西児童館 2月10日(金)

□東児童館 2月14日(火)

※時間はいずれも午前10時30分～11時30分

※直接会場へお越しください。

①問合せ 子ども家庭支援センター ☎578-2882

有料広告

ごみのことならおまかせ!!

粗大ゴミ・不用品・わけあり等の処分
お困りの際はお気軽にご連絡下さい!!

丸順商事(有)

☎ 554-2229 ☎ 富士見平2-1-14
FAX ☎ 554-7889

一般・産業廃棄物収集運搬業務

医療法人社団天陽会

柳田医院 小児科・特定健診

日本糖尿病学会 糖尿病専門医

羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く

○診療時間 午前 8:30～12:30 午後 15:00～19:00 ※土曜日は～13:00
○休診日 日曜日・祝日

☎042-555-1800

●友の会あります● 羽村 糖尿 検索

駐車場 ゆとりの20台